

三
明治二年

(表紙)
家譜 慶永公 従明治二年正月 二百十卷追加 三
到同年十二月

明治二年己巳

一 正月元日益御機嫌能、京都岡崎邸に於て新年を迎へさせらる、御年男水島十太夫二之間に於て御目見、奥之番披露す、十太夫江御扇子^一を賜ふ例の如し

一 同日数熨斗^{方三}・喰摘^{方三}・臍煮^{方三}・大福・吸物・祝酒^{塗盃鶴鍋}・松立取肴を進む、畢て衣冠に改められ神拝せらる

一 同日第十字前出門、参内^{冠衣}せらる、宮中に於て御児を以当日の恐悦を申上られ、勅答ありし後大福を賜ふ、第十二字後小御所江出御、輔相・議定・三等官以上・親王・大臣及び池田中將・毛利少將取合廊下に扣へ御対面在らせられ、畢て議定御一同に御祝酒・御花片・御酒肴・御認を賜ハる、退朝の際中宮御所・大宮御所江参賀、第八字帰邸せらる

一 正月二日御年男水島十太夫御掃初を奉仕す、二之間に於て御立掛り御目見奥之番披露す

一 同日第十字参内、退朝の途次中之御門殿・坊城殿江年賀を申入れ、

第四字後帰邸せらる

一 同日退朝後岡崎邸に於て茂昭公に対面せらる、茂昭公第四字二十四分入らせられ、退朝を待受けられしなり、対面後第六字両公同座、在京家臣^{一統格以上}の年賀を請けられ、畢て茂昭公江表御座之間に於て御祝酒及び御膳を進せらる

一 正月三日第十字後出門参内、第五時前帰邸せらる以後参朝・帰邸とも事なき時ハ一々記さす

一 正月四日政始、輔相・議定以下参朝の方々江御祝酒を賜ふ、未ノ刻小御所江出御、政始の御式あり、出席の方々左の如し

岩倉右兵衛督	鷹司前右大臣	中山准大臣
徳大寺大納言	中御門大納言	松平中納言
伊達中納言	鍋島中納言	阿野中納言
福岡四位	大久保一蔵	後藤象次郎
横井平四郎	近衛新前左大臣	万里小路中納言
大原中納言	有馬中將	長谷宰相
坊城右大弁宰相	五辻弾正大弼	神山五位
門脇五位	東園宰相中將	滋野井中將
久世前宰相中將	千種中將	山本少將
平松甲斐権介	戸田大和守	福羽五位

池辺五位

土肥謙蔵

間島万次郎

本田五位

右各官慶事奏聞、次ニ聖上召輔相、々々勅書ヲ戴き於下段読上、
何レモ拝聴

勅書

在昔神皇基ヲ肇メ、列聖相継キ、以テ朕カ躬ニ及フ、朕夙夜兢業、
惟先皇ノ業ヲ墜サンコトヲコレ懼ル、幸ニ百官將士ノ力ニ頼テ東
北事平キ、万民業ニ復ス、今茲月正歳在己巳、上下又安遠邇來賀
ス、朕何ノ慶カ之ニ如シ、抑亦天道靡常一治一乱、内安ケレハ必
外ノ患アリ、自今而後朕益祖業ヲ恢弘シ、覃ヲ中外ニ被ラシメン
コトヲ欲ス、百官將士愈勉励各其職ヲ尽シ、敢テ忌憚ナク朕カ闕
漏ヲ匡救シ、以テ永ク先皇ノ威徳ヲ対揚センコトヲ庶幾ス、其思
諸

右畢て一同拝伏入御、各官退散、此日輔相休所に於て勅書写一通
宛相渡され、別に輔相口達左の如し

今日御前江被召出候処、御内々御沙汰之趣ハ、小御所に於ける勅
書にて、叡慮の在らせらるゝ所分明ならさるにあらされと、尚思
食す趣ハ、方今天下平定とハ申なから、今後如何成義到来するも
測り難く、且先朝の御時ハ壅蔽の弊あり、又讒邪の徒ありしやに
聞召さるれば、万一此節右様の事ありては我等の責任に對し相済
ミかたし、されは向後ハ衆・有司何れも心付たる事ハ遠慮なく申
出る様、殊に議・参・弁事ハ始終詰居る事故、心付たる事ハ忌憚

なく書付、封物にいたし児を以差出すへし、去りながら漢文交り
の書付は断りたし、専ら仮字等読易き文面にて出すへしと在らせ
られたり云々なりし
右畢て五字前退朝せらる

一 正月七日七種粥を進む、例の如し

一 正月十一日午後第五字過、茂昭公岡崎邸江入らせらる、慶永公御
対顔御酒肴進せられ、御閑談ありて御退散ハ第十一字前なり

一 正月十二日内侍所御神楽あり、慶永公・中山准大臣殿・伊達中納
言殿と共に御拝詰を奉せらる、御祝酒・御鬮多葉紛入・煙管筒・御菓
銀きせる・懷中物子を賜ふ、第七字後退朝

一 正月十四日参朝中徳大寺大納言殿・鍋島中納言殿と共に岩倉輔相
殿の許に赴かる、岩倉殿此程輔相を辞退せられたき旨申立られし
か、事由ある事故申立の如く輔相を免し、更に議定職仰出され、
別に輔相同様の心得を以て輔翼あるへき旨御沙汰ある事に内決せ
し故、決議の趣を予しめ申入れられしなり

一 正月十五日参朝中未の半刻御馬場へ参上せらる、本日ハ御馬事始
めにて、御馬見所江臨御、乗馬天覧、輔相・議定の方々に陪覽仰

付られしなり、此時皇上御乗馬、輔相・議定以下勅に応して乗馬せらる、杉折二重・土器御酒を賜ふ、輔相以下乗馬せられし方々左の如し

徳大寺大納言 中御門大納言 松平中納言

鍋島中納言 伊達中納言

畢て

三条右大臣 東園侍従 長谷

石野左衛門権佐 入江藤丸 川鱒富丸

松ヶ崎延丸

御相馬

毛利少将 池田中将

一 正月十六日参朝中女房より廻章を以て、来る十九日舞御覽に伺候する様との御沙汰を伝達す、女房の奉書左の如し

来る十九日

舞

御覽おはしまし候まゝ

みなくしこう候へのよし

かしく

岩倉右兵衛督殿以下二十九人連名なり

一 同日飛鳥井前大納言殿より、和歌御会始に勅題詠進すへき旨を廻

達せらる、左の如し

従来之御規則追而可被改候得共、当年之処雖非門詠進之事

勅題

春風来海上

右和歌御題来廿四日御会始可有披講、各予参之事被仰付候、剋限已刻迄詠進可有之候也

正月十五日

雅典

三条右大臣殿

以下連名略す

一 同日岩倉輔相殿を経て鶴二羽を内献せらる、福井より送り遣はされしなり、岩倉殿江遣ハされし書翰及び返翰左の如し

一 翰令拝呈候、春寒料峭、先以閣下益御清安奉寿候、抑昨日者天盃・天酌及種々拝領、銘肝奉謹畏候、扱者過日御内々被仰下候鶴早速申遣シ、十五日迄二着候様申聞候処、昨日以急飛二羽差越候、一羽ハモチニテトリ候、一羽ハ炮ニ御坐候、兎も角尊卿迄差出候間、此度之献上ニ相成候ハ、別而畏入候、御不用二候ハ、如何様にも御取計希入候、右之段一寸及拝啓候也、恐惶

謹言

正月十六日

慶永

岩倉輔相公閣下

華墨謹承、只今參朝前御報迄、一筆高免々々、梓弓いさとり伝へさしくへし、心いれつる君おもひつる、御一笑く

正月十六日 対

春大人閣下

一 正月十七日弁事より廻章を以て左の通り申来る

有栖川中務卿宮

近衛前左大臣

三条西大納言

飛鳥井前大納言

冷泉中納言

和哥詠進之儀、爾来之規則者追而可被改候へ共、当今之処先右五人之内江相談にて詠進可有之候也

正月十七日 弁事

三条右大臣殿

以下連名略す

一 正月十九日小御所に於て鶴の庖丁あり、恒例なり、大隅某庖丁を執る、同所江出御天覧、議定・参与・弁事及び内番堂上・外番諸侯等小御所江伺候す、庖丁ハ第十字に始り十五分に畢る、夫より紫宸殿出御、舞楽天覧、議・参・弁事、宮・公卿東廂に於て拝見、殿上人ハ簀子なり、舞楽の始りしハ第十字廿五分にして其終れる

ハ第一字廿八分、舞楽中候処に於て鶴肉の御料理を賜ハる

一 正月廿一日第四字後茂昭公岡崎邸江入らせらる、慶永公御休息所に於て御対顔、第九字後御退散

一 正月廿三日御講釈始、小御所江出御、議・参・弁事、内外番の方々同処江参候、玉松大夫神武紀、平田六位同断、東坊城大学頭論語学而章、中沼六位大学三綱領を進講す、講師江平絹壺正ツ、下賜ハる

一 同日第五字伊達中納言殿来邸、慶永公御対話中第六字茂昭公入らせらる、伊達殿御同席にて御饗応を進せらる、伊達殿ハ第九字後、茂昭公ハ第十字後退散せらる

一 正月廿四日第五字前茂昭公岡崎邸江入らせらる、慶永公御対顔御談話中御酒肴・御膳進せられ、此御席江秋田玄蕃・毛受将監・小笠原丹後・平本但見・高田孫左衛門・香西敬左衛門・千本弥三郎召出され御酒肴を賜ハる、茂昭公の御退散ハ第八字後なりし

一 正月廿六日第十字前戸田采女正殿来邸せらる、慶永公対面茶菓及び吸物・酒を進せられ、程なく退散せらる

一 正月晦日退朝の途次茂昭公の御旅館黒谷に入らせらる、茂昭公二月二日發途歸国せらるゝを以てなり、御旅館にて御酒・御飯の御饗応あり、第九字前歸邸

一 二月朔日退朝後第四字前再出門、岩倉輔相殿の許に赴かれ、第七字後歸邸せらる

一 同日岩倉殿の許に赴かれ、御不在中茂昭公御來邸、暫時御待合の上御休息所に於て御対面、御酒肴を進せられ御談話あり、右御席江秋田玄蕃・小笠原丹後・平本但見・香西敬左衛門・伊藤友四郎・井上小右衛門・中根新左衛門召され御酒肴を賜ハリたり、茂昭公の御歸寓ハ第十二字なりし

一 二月二日第九字前茂昭公京師黒谷の旅寓を發し、歸国の途に就かせらる

一 二月五日退朝後第四字前池田中納言殿來邸せらる、御座之間に於て対面、茶菓進せられ御人私御談話あり、程なく退散せらる

一 二月十一日第十字後出門大宮御所江參賀せらる、新宮の御所功を竣へ本日御移徙行啓あらせられし故なり、夫より參朝せられ退朝の際中宮御所へも參賀せらる

一 二月廿五日第六時後千種少將殿・山本中將殿・松平但馬守殿・戸田大和守殿來邸せらる、暫時御對話の上三階に誘引、横山雲南の席画を觀覽せられ、畢て御休息に於て酒肴の御饗応あり、此御席江長谷部甚平・横山雲南召呼ひ酒肴を差出さる、千種殿・山本殿第九字後退散、雲州殿・戸田殿第十字後退散せらる

一 二月廿六日長藩人野村右仲來る、御休息所に於て対面、茶菓を指出され、御談話中松平貫之介の外御人私なりし

一 三月朔日京都に於て歸国御暇願を指出さる、即日聞召され来月中旬までに東京江參着すへき旨仰出さる

一 三月二日朝第十字真杉所左衛門福井より着す、青松院君の御病状を上申するため早駆を以て出京せしなり、慶永公參内中なりし故人を馳せて其由申上しかは、即日發程歸省あるへきに決せらる

一 同日夕第六字前京都岡崎邸を發し西近江路歸国の途に就き、今夜大津駅に止宿せらる

一 同日勅語及び御内儀より御菓子を賜ふ、青松院君の病氣御尋のためなり、慶永公大津駅旅寓に於て拝承、直に中御門殿・池田殿江

宛御礼を申上られ、又弁事江宛御請書を差出さる、左の如し

聖上益御機嫌能被為渡奉恐悦候、随而各位愈御安全珍重奉存候、抑昨日者老母大病ニ付暫時之御暇相願候処速ニ被聞食、殊ニ深重之勅語及御菓子從御内儀下シ賜り候旨弁事相廻り、天恩無極実ニ恐入外無之奉謹畏候、此段御礼之義宜御取計令伏願候也

三月二日夜第三字

慶永

中御門大納言殿

池田中納言殿

聖上愈御機嫌能被為渡奉恐悦候、抑今般老母大病ニ付暫時之御暇奉願候処速ニ被聞食、殊ニ深重之勅語則為御尋御菓子一折從御内儀下シ賜候旨、御廻シ給り奉謹畏候、天前宜御執奏希入候也

三月三日

慶永

弁事御中

一三月六日午後第二字福井三之丸の館に着せらる、旅中の休泊左の如し

三月二日	大津泊				
同 三日	唐崎 小休	坂本 同上	衣川 同上	和邇 昼休	木戸 小休
	北比良 小休	小松 同上	白髭 同上	出鴨 同上	河原市 同上
	今津泊				

同 四日	地内 小休	会津 同上	野口 同上	山中 昼休	駄口 小休
	疋田 小休	敦賀 泊			
同 五日	半原 小休	新保 同上	木ノ目峠 同上	二ツ屋 昼休	新道 小休
	今庄 泊				
同 六日	鯖波 小休	脇本 同上	松森 同上	水落 昼休	浅水 小休
	着館				

一同日着館の際茂昭公中之口に迎へられ、御座之間に於て御対顔、本多興之輔・松平備後以下副執政・参政・行事・御近習・御医師御目見あり、畢て慶永公・茂昭公御同行大奥江入らせらる、茂昭公一旦御帰館後夕第六字再ひ幸子君御同道三ノ丸館江入らせられ、御酒肴等御饗応あり、夜第十字退散せらる

一三月廿五日朝第七字後出門、福井所在の各社寺江参詣せらる、左の如し

- 東照宮 御宗家御靈屋 神明宮 足羽宮
- 人丸社 勝軍地藏 山王 黒竜宮
- 孝顕寺 運正寺 瑞源寺

一同日青松院君を慶永公の御実母を以て待遇せらるゝ事に定めらる、如左

青松院様御事、中納言様御実母様之御取扱ニ被成進候旨被仰出候事

青松院様御事、中納言様御実母様之御取扱被成進候、依之御振合御方々様ニ准シ、以来御機嫌状ニ御名書加へニ相成候旨被仰出候事

一三月廿六日福井に於て慶永公来月九日東行出發せらるゝ事に決し、其旨を藩中に告示せらる、如左

中納言様来月九日發駕可被遊旨被仰出候事

一三月廿八日朝第七字三十分出門、堂形練兵場に於て藩士の大隊調練を觀覽せらる、茂昭公御同道なり、帰館の際兵士一同中仕切門まで奉送す、慶永公・茂昭公各隊長を召して勞を慰せらる

一三月廿九日午後第一字後出門、掌政堂以下各局を巡視し、帰途本丸内馬場に於て砲隊の練練を觀覽せらる、巡視せられし堂局左の如し

掌政堂 司計局 民政局 社寺局 軍政局 監察局

一三月晦日銅御殿に於て大隊長山県刑部・天方対馬・水野小刑部・遊撃隊長及遊撃隊一同に酒肴を賜ふ、賜宴中午後第二字後慶永公

其席に臨ミ第三字三十分後帰館せらる、此日遊撃隊一同に庭園縦覧を許されき

一四月朔日御本丸に於て慶永公藩士一同に御目見仰付らる、久々御目見の事なかりし故なり、昨日藩中江達せられし書付左の如し
中納言様久々御目見不被仰付候ニ付、思召を以明朔日御目見被仰付候間、登城可有之候事、右二付朔日御札者十五日被為請候事

右之通被仰出候

一同日午後第七字銅御殿に於て執政・副執政・参政及び守城・軍政・監察・民政・司計等局々承事并二佐々木権六に酒肴を賜ふ、賜宴中第八字慶永公其席に臨まる

一四月二日朝第八字十分出門、山之奥村射的場に於て大砲射撃を觀覽せらる、帰館ハ夕第二字十七分前なりし

一四月四日朝第七字三十分出門、堂形練兵場に於て諸流の武技を觀覽、夕第二字十二分後帰館せらる

一四月五日夕五時廿分茂昭公の御座所江入らせらる、帰館夜第十一字廿分

一 四月七日朝第九字出門、東照宮始め社寺江参詣せらる、来る九日

福井を發し東京に赴かるゝを以てなり、第十一字前歸館せらる、

参詣せられし社寺左の如し

東照宮 神明宮 足羽宮 黒竜宮 孝顯寺 運正寺

一 同日第十二時前銅御殿に於て藩中隱居の輩一同に御目見仰付られ、

慰問の上茶菓を賜ふ

一 四月八日在東京公用人をして、慶永公不日東着の上ハ、茂昭公に

属する御用をも代弁せられたき旨を申出しめらる、茂昭公本月中

旬出京せらるゝ筈なりしも、藩政改革未だ其功を竣へられざりし

故なり、左の如し

当春東京江再被為在行幸、大小侯伯・中下大夫被為召、輿論公

議ヲ以御国是之大基礎被為建候思食ニ付、何茂四月中旬ヲ限り

東京江参着可仕御沙汰之趣奉畏候、然ル処越前守儀兼而御一新

之御趣意深ク奉躰認、国政向旧習一洗仕度志願、既ニ当春上京

中ニモ右辺ヲ以奉願暫時御暇被仰付、其後専ら弊政改革仕居候

処、兎角一時実効モ難相立甚苦慮罷在候折柄、追々被為召候期

限ニモ差迫り候ニ付而ハ甚奉恐入候儀ニ御座候得共、同氏中納

言儀不日東京江参着在勤仕候事ニ御座候へハ、何卒御用之辺同

人ヨリ奉窺度候、以上

四月八日

弁事御役所

越前少将公用人
草尾一馬

四月十日御指令

願之趣聞届候事

一 四月九日朝第七字慶永公福井三之丸の居館を發し上京の途に就か

る、今夜今庄に止宿し近江・美濃を経て東海道を通行せられたり

一 四月十日慶永公の着京少しく遅々に及ふべき旨を届出らる、如左

中納言儀四月中旬迄ニ東京参着可仕之処、老母儀兎角病症爾々

不仕、漸ク頃日来聊病苦相緩ミ候ニ付、四月九日国許發途仕候

様申越候、右ニ付兼而被仰出候御期限トハ東着少々遅緩相成候

段、何共奉恐入候得共宜敷御聞置被下置候様御届可申上旨、国

許ヲ申付越候、以上

四月十日

松平中納言内
青木隼人

弁事御役所

一 四月十五日東京に於て慶永公の發着日限を届出らる、如左

中納言儀去ル九日国許發途、来ル廿一日東京着仕候旨申越候間、

此段御届申上候、以上

四月十五日

松平中納言内
青木隼人

弁事御役所

一 四月廿一日慶永公東京に着せらる、去る九日福井出發今朝六時程ケ谷駅を發し午後三時十二分常磐橋内自邸江着せられしなり、在東京御家臣及び諸家御使者等迎謁、出發已來途中休泊左の如し

一品川海晏寺小憩所江出張迎謁

草尾一馬 鈴木 蕃

一品川以東注進

品川 赤羽根橋 数寄屋河岸

一 数寄屋河岸注進二而諸向着席

御白洲西ノ方 御目見以下

遠侍所前東ノ方 御出入町人 御供頭披露

御白洲 公用人 御意有之

御式台西ノ方 軍事總管・公議人 御意有之

御広間 御取次 御番士 御意有之

御徒番所 御医師

長爐之間 諸役人 一統之者

同所中ノ口ノ方 御出入之者 御館入町人

表御錠口外 御政之助 御意有之

一 諸家様御附使者有之候得者松ノ間・式ノ間ニ差置、行事披露

御意有之

一 朝臣之衆罷出候ハ、同所上之間ニ差置、被為入御挨拶被遊

一 御座之間御着座

一等官 二等官 飯田主税 草尾一馬
右罷出御申上之

一 松平左兵衛督様・松平日向守様御附御使者松之間・二之間江差置、御方々様御附使者御先立伊藤友四郎披露御念入候卜御意有之、畢て御酒・御吸物・御懸合等被下之

休泊		四月九日	浅水 小休	水落 昼休	松森 小休	脇本 小休	湯尾 駕立
	今庄 泊						
四月十日	孫谷 小休	板取 小休	朽木峠 小休	中之河内 小休	椿井峠 小休		
	柳ヶ瀬 小休	中之郷 小休	木ノ本 泊				
四月十一日	小谷 小休	上小谷 小休	野村 小休	春照 昼休	藤川 小休		
	関ヶ原 小休	垂井 泊					
四月十二日	大垣 小休	墨俣 昼休	起 小休	萩原 小休	稲葉 小休		
	清須 泊						
四月十三日	名古屋 小休	宮 小休	鳴海 昼休	前後茶屋 小休	池鯉鮒 小休		
	大浜 小休	岡崎 泊					
四月十四日	藤川 小休	山中 小休	赤坂 昼休	伊奈 小休	吉田 小休		
	二夕川 小休	白須賀 小休	新居 泊				
四月十五日	舞坂 小休	篠原 小休	浜松 昼休	池田 小休	見附 小休		
	袋井 泊						

四月十六日	掛川 小休	日坂 小休	金谷 小休	島田 昼休	三軒茶屋 小休
	藤枝 小休	岡部 泊			
四月十七日	宇都谷峠 小休	弥勒 小休	府中 昼休	小吉田 小休	江尻 小休
	興津 小休	西倉沢 小休	由井 小休	蒲原 泊	
四月十八日	岩淵 小休	吉原 小休	柏原 小休	原 昼休	沼津 小休
	三島 泊				
四月十九日	笹原 小休	山中 小休	箱根 昼休	畑 小休	湯本 小休
	小田原 泊				
四月廿日	梅沢 小休	大磯 小休	南郷 小休	藤沢 昼休	戸塚 小休
	程ヶ谷 泊				
四月廿一日	神奈川 小休	生麦 小休	川崎 小休	大森 小休	品川 昼休
	東京着				

一 同日弁事局江着京届を指出さる、久野武雄持参金谷敬次郎落手

私儀兼而御届申上置候通、去ル九日国許発途唯今到着仕候、即

刻参朝可仕候処所勞二付不能其儀候間、此段御届申上候、以上

四月廿一日 松平中納言

弁事御中

一 四月廿二日辰之半刻出門参朝^{衣冠}宮中に於て御短刀一口を下賜ハる

一 御短刀^{越中守}
正俊

但御拵赤銅七子金色絵菊御紋付

一 同日退朝の途次所々廻勤、午後第八字七分帰邸せらる

一 四月廿三日公議所より勅書及び御国是確立云々の口達書を廻附す、左の如し

勅書

詔朕嚮ニ汝百官群臣ト五事ヲ掲ケ天地神明ニ質シ、綱紀ヲ更張シ億兆ヲ綏安スルヲ誓フ、然ルニ兵馬倉卒未タ其績ヲ底サス、朕夙夜上ハ以テ神明ニ畏レ下ハ以テ億兆ニ慙ツ、今ヤ乃チ親臨汝百官群臣ヲ朝会シ、大ニ施設スルノ方ヲ諮詢ス、是神州安危ノ決今日ニ在リ誠ニ宜シク腹心ヲ披キ肺肝ヲ表シ、可否ヲ献呈スヘシ、朕將ニ勅精竭力大ニ經始スル所アラントス、汝百官群臣夫レ勗哉

明治二年己巳四月

口達書

今度御国是ノ大基礎確立可被為在御會議ニ付、勅詔之通被仰出候間、各見込之処書取ヲ以来月四日迄ニ可被差出候、尚追々箇条ヲ以御下問被為在候間、此旨可相心得候

但別段存付有之面々ハ参朝言上可有之候事

一 四月廿四日中山大納言殿に依頼して左の物品を内献せらる

御鑪越前国住茂久作
赤銅金象眼松模様

壹箱

御小柄赤銅七宝
花菱

壹箱

鳥子紙

百枚

一同日在京行事の差出せる職務取扱心得方何書に、附札を以て夫々指令せらる、左の如し

一 毎月芝増上寺・西ノ窪天徳寺へ御代拝之事

附札

御代拝無之御忌月御参詣思召被為在候事

一 一橋様今度御法事御修行有之二付御代拝之事

附札

一橋様御法事以来御代拝二不及、今度ハ中納言様御続二

付御代拝御物頭御差出之事

一 松栄院様御年回二付、御法事御執行可有之哉之事

附札

御代々御前様之通

但大奥之儀当時御手許御用弁使御人少二付、都而関係無

之事

一 御菩提所御代拝御法事等之義、都而行事二而取扱可申哉之事

附札

此通り

一 臨時伺事御近習頭を以何可申哉之事

附札

御直二伺候共様子次第二可心得事

一 御供相揃候得者御近習頭を以可申上哉直様可申上哉之事

附札

御直二可申事指支候節者公用人・公務方二而可申上事

一 御客来并二諸藩応接者物而公務局二而取扱可申哉之事

附札 此通り御客来ハ時宜ニ寄取扱可申事

一 四月廿五日田安殿御家臣蜂谷伐橘・中村武右衛門・竹中淡叟を招き酒肴を饗応せらる

一 四月廿七日松栄院様御法会等御取扱方左之通定めらる

松栄院様御縁組之節、代々妻女之通相心得候様被仰出候得共、

御格別之御仕成ニ相成候処、向後都而御前様御取扱ニ相成候事

右被仰出之趣可及布告之処、関係致候向も有之二付、別段布告

不致候事

但大奥江ハ可申通儀二付、御裏庶務・執事呼出布告書相渡之、

倉橋始元御附之面々者無屹度申通候事

一 松栄院様十三回御忌来月十日御相当二付、二夜三日之趣ヲ以、

九日夕ヨリ十日朝迄於天徳寺御法事御執行被仰出候、御香奠ヲ

始被供等之儀ハ兼而御規定之通可被取扱候事

一 五月四日行政官に於て左の通り仰出さる

松平中納言

本官ヲ以テ行政官機務取扱被仰付候事

五月四日

行政官

一 五月五日午後五字過邸内調馬場に於て、在京遊撃隊梁田八十郎・勝木立根・真杉五太夫・大藤助藏・土屋時之介・花木石五郎・河合常之進・近藤宇金吾・松沢郷左衛門の乗馬を一覧せらる、畢て梁田已下九名に菓子を賜ふ

一 五月十五日民部官知事仰出さる

松平中納言

是迄之職務総テ被免、民部官知事被仰出候事

五月

行政官

一 五月十六日民部官江出仕の際公務方(マ)の従つて同官に参仕する事を廢し、其他途中供連れを省略せらる、左の如し

一 民部官江公務方不及相詰、御供頭ヨリ御用弁之事

一 明日より遊撃隊前後遊軍御警衛ニ不及候事

一 御出勤先御近ク相成候ニ付、御駕・御馬之内一方御止之事

一 日々御出勤之節御駕之者六人之事

一 輕輩可成減少之事

右副執政より示達相成候事

一 同日午後第三字過久我大納言殿・愛宕大夫殿来邸せらる、慶永公御座之間に於て一応対面の後邸内調馬場江誘引、御一同乗馬せられ又遊撃隊真杉五大夫已下十名を召して打毬の御催あり、此時豊

岡前大藏卿殿・松平日向守殿にも来邸せられ直ちに馬見所江誘引、日向守殿に者打毬の列に加ハ、られたり、畢て御座之間に於て酒肴の御饗応あり、此御席江田安家の御家臣竹中淡叟外に秋田玄蕃・高田孫左衛門・伊藤友四郎を召し酒肴を賜ハリ午後第十一字退散せらる、本日召されし遊撃隊の人名及打毬人割左の如し

初鞆 白

真杉五大夫 萩原熊平 近藤宇金吾 中野誓之介 大藤助藏

赤

桜井藤四郎 勝木立根 相沢唯之助 林 松藏 相沢常太郎

二之鞆 同上の外白の方に日向守殿加ハ、られし故赤の方江高田

利雄を指出されたり

一 五月廿一日米国人グリフィス来る、慶永公御座之間に於て面会、

酒肴差出され秋田玄蕃・高田孫左衛門・伊藤友四郎に相伴せしめらる、グリフィスハ福井明新館理化学教員として新に雇入れられ、近々福井江出發すへきを以て特に召し呼はれしなり

一 五月廿九日午前第七時十分出門、上野凌雲院田安惇宗院殿の靈位を参拝せらる

一 六月二日慶永公・茂昭公に永世禄壹万石下賜ハる、昨一日茂昭公に御用参朝あるへき旨弁事より通達あり、松平日向守殿御名代と

して参朝せらる、此日ハ大広間出御、右大弁宰相彈正大弼殿を以て御賞典之御沙汰書及び太政官府の御目録を下附せられたり、御沙汰書・御目録左の如し

御沙汰書

松平中納言

松平少将

丁卯以来大政復古之盛業ヲ賛ケ、続テ大兵ヲ北越ニ出シ、各所戦争勉勵尽力、藩屏之任ヲ遂候段叡感不淺、依テ為其賞壹万石

下賜候事

ノ

松平少将

高老万石

依勲功永世下賜候事

明治二巳六月

一同日久野武雄・青木咸一に福井行を命せらる、賞典禄下賜の御沙汰書及御目録を廻送せらるゝ為なり、此時慶永公より在福井執政江直書を下さる、左の如し

久野武雄

青木咸一

今般御賞典被仰出候ニ付、右御沙汰書并太政官符之御目録守護為御使、御国表江罷越候様被仰付候、早々出立可致候事

御直書

今般蒙叡感為御賞典永世壹万石下賜候、実ニ天恩隆盛奉謹畏候、深思惟スル処去年応勅命有司速ニ決議、在内テハ糧食・彈藥、在外テハ大兵出張各所戦闘日夜勇奮勉勵、内外協心戮力勤王之実功ヲ表シ、藩屏之任無滞奉勤候事ニテ、汝等之盛績ヨリ今日之寵榮ニ遭遇ス、感泣之至令満足候、依執政一同江申聞候事

六月

慶永

一六月九日徳川新三位中将殿・紀州徳川殿・田安殿・松平確堂殿・池田中納言殿・松平日向守殿を招待せらる、此日紀州徳川殿・田安殿・日向守殿には午後第一字過來邸、第三字后新三位中将殿來邸の時、慶永公直垂・日向守殿出て中雀門に迎へられ、御座之間江着座の上三位中将殿江ハ御多葉粉盆・御茶・御菓子等御同家御家臣差上たり、引続き松平確堂殿・池田中納言殿來邸の上御一同を邸内調馬場江誘引、同所に於て藩士の打毬を一覽に供し、畢て御座之間に於て御一同江酒肴の饗応あり、此時も新三位中将殿の配膳ハ御同家御家臣差上、御開宴中新三位中将殿の御中老・御近習頭・御伽其他田安殿の御家臣久留孫太夫・竹中淡叟召出され酒肴を差出さる、打毬の列に加へられし藩士の姓名及び人割左の如し

初鞍

白勝

真杉 要 蟹江太平 勝木立根 稲葉悦之助 飯島源橋

川地平馬

赤

柄田駒之助 大谷 巖 相沢唯之助 高田利雄 井上 糺

福田 登

二ノ鞍 白 勝

土屋時之介 小堀尚一 大藤助蔵 本儀金八 柳下兼吉

大橋小藤太

赤

浅見岱輔 権太祐市 西脇省三 田辺十五郎 山形熊之助

中村藤太

一 六月廿四日午後第四字毛利宰相殿来邸せらる、御予約ありしなり、長松文輔御相伴として来る、御饗応中画工目賀田芥庵に席画を命せられ、岩佐玄珪・毛受供^(洪)・伊藤友四郎御席江召されたり

一 六月廿五日午後三字後愛宕大夫殿来邸、邸内調馬場に於て慶永公愛宕殿と共に乗馬せられ、次に近侍に乗馬を命し、畢て御休息所に於て御饗応あり、此御席江大垣藩小原是水を召し酒肴を差出さる

一 六月廿六日常磐橋内藩邸屋形江張出を以て、左の通り在京藩士江達せらる

明後廿八日御祝儀御料理被下候二付、御目見被仰付候間、五半時御屋形江可罷出候事

六月廿六日

一 六月廿八日在京藩士一同に御料理を賜ハる、賞典禄を賜ハリし故祝宴を開かれしなり、左の如し

一 諸士一同礼服表二之間に参上

但朝五ツ半時揃

一 慶永公上之間に出られ、諸士一同御目見、行事披露執事御取合、畢て小役人一統御目見之輩御目見、行事披露、前の如し

料理

一 二等官以上

折詰三段

汁 甘味噌 焼物 鰯塩焼
青入 茶筌茄子
青ミ 紅生姜

平 切身魚 香ノ物 押瓜
長芋 打ワリ身山椒 日光漬

一 三等官ヨリ新番格マテ

汁 甘味噌 焼物 アジ塩焼
青入 茶筌茄子
青ミ 染生姜

平 切身 香物 押瓜
長芋 椎茸山椒 日光漬

一 小役人ヨリ小寄合マテ

汁 甘味噌 平 飯
抓入 長芋
青ミ 椎茸

香ノ物 押瓜 一夜茄子
日光漬

酒

一無格下代ヨリ荒子マテ

赤飯三合 鯛 一枚

酒

メ

一七月五日午後第六字静岡藩勝安房来る、御休息所に於て対面、談話中茶菓子・酒肴・吸物差出さる

一七月八日民部卿を拜命せらる、今朝召に依て参朝、右大臣殿辞令書を交附せられたり、左の如し

任民部卿

右宣下候事

七月

太政官

松平従二位

一同日藩士以下奉仕の輩に民部卿御拜命の旨を達せらる、如左

今朝依御用召御参朝之処、被任民部卿候旨宣下、難有被思召候、

仍自今以後民部卿様ト可奉称段被仰出候事

一七月九日午後第五字鍋島従二位殿・伊達従二位殿・池田従二位殿を招待せらる、御座之間に於て御饗応あり、此御席江藤堂帰雲召呼はれ酒肴を差出さる

一七月十三日烈風、午後第六字過即時揃出門参内、天機を伺ハる

一七月十四日例刻参朝、帰途西の窪天徳寺江参詣せらる

一同日寺々御参詣の節、行事の御先番として寺々江参向する事を停めらる、是ハ行事より伺出の旨ありし故、東京と福井とハ諸事格合同しからず故に参向を停められけれど、寺方の都合に寄り差支ある時ハ、其時々参向を命せらるへき旨を仰出されたり

一七月十五日御物頭を東京所在御菩提寺江発遣、諸御霊前を代拝せしめらる、中元の節なるに依てなり、御霊前江供せられし金額左の如し

茂昭公より

金貳百疋

惣御霊前

天徳寺

金貳百疋

松栄院様御霊前

同 寺

慶永公より

金貳百五拾疋

惣御霊前

天徳寺

金百足 松栄院様御霊前 同寺

金貳百足 日向守様惣御霊前 同寺

金貳百足 惇宗院様御霊前 凌雲院

金貳百足 清浄院様
專照院様御霊前 靈岸寺

金貳百足 惣御霊前 南泉寺

金貳百足 惣御霊前 天竜寺

金貳百足 慶寿院様御霊前 伝通院

金貳百足 惣御霊前 正法寺

メ

一七月廿三日例刻参朝、帰途山内従二位殿を箱崎邸に訪問せらる

一八月朔日例刻出門、宮内省江参賀、夫より芝延遼館江参上せらる

一八月十一日大蔵卿に兼任せらる、慶永公召に依て参官、宣旨弁官

より交附す

松平従二位

兼任大蔵卿

右宣下候事

八月

太政官

一八月十二日左の通り藩中江達せらる

大蔵卿御兼任被仰出候得共、是迄之通民部卿様ト奉唱候事
右之通御藩中未々迄可被申聞事

一八月廿五日召に依て参朝、大学別当兼侍読に任せらる、左の如し

松平民部卿

任大学別当兼侍読

右宣下候事

八月

太政官

松平大学別当

免民部卿兼大蔵卿

右宣下候事

八月

太政官

一同日左の通り藩中江達せらる

民部卿様御事、以来御手前二而者従二位様ト奉唱候事

八月廿五日

行事

一八月廿六日輔相三条実美殿の協議に応し、官禄五分ノ一を返納せ

られ度旨願出らる、本日供御を減し^(窮)究民を救助せらるへき旨の詔

を降されし故なり、詔書及ひ此事に関する書類左の如し

詔書

朕登祚以降海内多難億兆未夕綏寧セス、加之今歳淫雨農ヲ害シ

民將ニ生ヲ遂ルナカラントス、朕深ク忱傷ス、依テ躬カラ節儉スル所アツテ以テ救助ニ充ントス、主者施行セヨ

明治二年己巳八月廿六日

三条殿の協議書

此度深厚之叡慮ヲ以テ救荒之儀被仰出、誠以至仁之聖旨不堪感涙之至奉存候、実美等不肖之身ヲ以重任ヲ奉シ、過分之官禄ヲ賜リ、尸位素餐実以恐懼無所措奉存候、就テハ実美等官禄五分ノ一ヲ返納致シ御救恤之一端ニ給セラレ、至仁聖慮ノ万一ヲ奉裨補候様有之度不堪至願候、諸官各位ニ於テモ御同意之儀ニ候ハ、連署出願致度依テ申陳候也、謹言

八月廿六日

実美

二官六省校使

追テ勅任五分ノ一、奏任十分ノ一、判任ニ及サ、ルノ心得ニ候間、御所存次第可然候也

慶永公始大学大少丞・博士・助教連署の答申

今日至仁之詔書不堪感激深ク奉恐入候、臣等亦微志ヲ以テ御趣意ノ端末ニ御加毫被成下候ハ、大幸之至奉存候、依而以連署奉懇願候、誠惶謹言

太政官達書

詔書被仰出候通り、兵馬之後諸氏未タ安堵ニ至ラサル折柄、当年諸道不作、物価日増ニ騰貴、無告之窮民ハ勿論一同之難渋差迫リ、殊更東京ハ近来衰微之砌、人口ハ従前之通莫大ニテ遊民最多ク、

漸次産業ニ基クヘキ御施法モ未タ行届カセラレサル中今日ノ姿ニ相成、且又京都ニ於テハ即今御留守ト相成、自然職業ヲ失ヒ困窮ニ立至リ候モ、全ク時勢ノ変遷無抛次第トハ申ナカラ、必至難渋彼是以テ深被為悩宸襟、格別之御節儉被遊、既ニ舗饌供給オモ御減少可被為在窮民御救助候、就テハ諸官ニ於テモ官禄之内ヲ以テ救恤ニ被宛候様願出之段、神妙之儀ニ被為聞食候、右ハ御不本意ニ被為在候得共、願之通至誠貫徹セサルモ御残念ニ被思食、当年之処夫々減少返上之儀御許容相成、両京救荒ニ可宛行旨御沙汰候事

但救荒ハ一時之變ニ処スル事ニ付、総テ遊手徒食之者無之様仕法立最可急務事(為脱)

太政官

一同日蝦夷人名兩人欠来る、一覽のため呼寄せられしなり、庭前に於て酒飯を遣ハさる

一同日東本願寺法主来邸せらる、御座之間に於て対面、続て豊岡殿来訪、同席に於て法主御一同御饗応進せられ、此御席へ竹中淡叟・伊藤友四郎を召し、第九字後退散せらる

一 九月朔日出仕の際随従者に弁当を給せらるゝ制を廃し、及使者召連人の制限を更定せらる、左の如し

今般御趣意ニ付、諸向被下之御弁当以来被廢候事

各自分弁当用意之事

但御參朝御退出ヨリ外江被為入、御刻限相移候得者、御焚

出ニ而御廻シ被下候事、尤前以相分リ候御參朝等之節、自

分弁当廻シ方之儀ハ御台所迄姓名札付差出シ候得者、上お

御廻シ被下候事

右持弁当ニ付雜用之分八月々被下候筈、御使者等ニ罷出弁当之

儀右同断之事

一御番使以来老人召連候事

一御使者御馬御貸被下候事

但口附中間老人・若党老人・草履取老人召連候事、尤風雨之

節駕乘之義ハ別段之事

一九月三日救荒賑恤の御旨趣を体認、賞典禄老万石を返還したき旨、

茂昭公連署願出らる、左の如し

今般以至仁之叡慮救荒之道被為惱宸襟、御節儉既ニ舗饌供御ヲ

モ御減略被為遊候旨、実奉恐入不堪感泣之至候、仍先般臣慶永

臣茂昭莫大之御賞典下賜リ望外之大幸海岳奉謹畏候、抑方今御

賑恤之聖慮万分之一ヲ可奉賛襄タメ、現場救荒ノ御目的被為立

候迄ノ処、下賜リ候御賞典老万石奉返還度只管及懇願候、臣等

微衷被為聞食届候ハ、深謹畏之至奉存候、誠恐誠惶、頓首謹

言

臣慶永

臣茂昭

右附札御指令 九月五日

格別之思召ヲ以下賜候ニ付、返上之儀ハ不被及御沙汰候事

一同日公議人存廢心得方を弁官に聞合さる、左の如し

今般公議人ハ正権大参事ニ当リ候御布告有之、以来ハ公議人ヲ

別ニ置キ正権大参事ニ適當候迄ニ而宜候哉、又ハ公議人ト申名

目ハ相廢シ正権大参事之内ヨリ公議人ニ出候方宜御坐候哉為心

得相伺申候、鳥渡此書面ニ附紙ヲ以御答可被下候也

大学別当松平慶永

九月

弁官御中

附紙

正権大参事中ハ撰奉議員ニ差出可然、尤議員在職中者其藩参

事職務ニ関係スル勿レ

但公儀人之名目廢候儀ニハ無之候

一九月十六日第十二字後田安從二位殿来邸せらる、御座之間に於て

対面、田安殿と共に乗馬せられ、畢て藩士の打毬を觀覽し酒饌の

御饗応あり、此御席江竹中淡叟を召出され、第八字前田安殿帰館

せらる

一 九月廿四日新に家扶以下の職名を定め、香西成始に職々を命せらる、左の如し

御家扶被仰出候事

香西 成 伊藤友四郎

高村 高

御家従頭被仰付候事

上坂 上 白井久人

蟹江太平 毛利元蔵

小林太伸 西村元吉郎

大谷千熊 本多七平

内務局頭取被仰付候事

石原万千次郎 荻野秋雄

八田三郎 東郷竜雄

井上 糺 原 益雄

出浦力雄 長谷川謙之助

御近習被仰付候事

埴原三十郎 西川小源太

高田利雄

奥詰被仰付候事

一 九月廿五日御家従頭以下近侍職の勤務心得方を定めらる、左の如

し

御家従頭

内務局頭取之取扱候事を管轄シ夫々可致指揮、事件ニ依リ思召可相伺ハ勿論、御家政局へも申達、御家従之伝達ヲ掌リ都而幹事江可申談事

内務局頭取

庶務取締

日々局中江詰居庶務ニ関係シ、難決事件ハ御家従頭へ可申談、御出殿ヲ始御贈答・其余賜り物・献上物、御手許・御使者御馬之事を掌ル

同

大奥御用取扱

日々大奥見廻り、大奥庶務同取締之事を掌ル、表出勤之節ハ内務局へ参入御用可申談事

同

庶務取扱

日々局中へ相詰御手許出納・奥御屋形向・御内庭・御召御膳所之事を掌ル、尚御近習肝煎江も加談致シ御用弁相勤候様

但奥給仕・御小大工・御仕立司支配

同

御近習肝煎

日々局中江相詰御腰物・御手許御書籍・御往復御文通之事を掌

ル、庶務取扱ニ加談シ御用弁相勤候様

同

奥詰肝煎

奥詰之願達受附・御出先惣御供之事を掌ル

但御供方締役・御駕之者・御小人等支配

御近習

召上り御給仕・御浴湯を初、御身仕廻御間内御掃除相心得、諸

事肝煎江申談シ、御座右御道具等之事を掌ル

奥詰

御供・御使者・内外御警衛・御取次定式之事を掌ル

庶務取扱補助

内務局中参入庶務取扱之指揮ヲ受、出納其余・御小道具取扱、

庶務取扱之繁を助け、御用之節ハ御目通り江も罷出候義御用捨

之事、臨時大奥庶務取扱補助をも相心得候様

同補助手伝

右同断庶務取扱補助手伝可致事

メ

白井久人 小林太伸

西村元吉郎

忝人ツ、宿直相勤、召上り其余女中対談等之事を相心得候様

らる、宣旨左の如し

松平従二位慶永

大政復古之際ニ当リ勅ヲ奉シテカヲ皇室ニ尽シ、以テ今日之績

ヲ賛成候段叡感不斜、仍賞其功勞位階一級ヲ被進候事

己巳 九月

太政官

従二位源朝臣慶永

叙正二位

大臣従二位藤原朝臣実美宣

大弁従二位藤原朝臣俊政奉行

明治二年己巳九月廿六日

一同日位階昇進ありし旨邸内江布達し、及び福井にて茂昭公江仰進

せらるゝため根来久良人・田島又三郎に御使を命せらる、左の如

し

今廿六日依御用召御参朝之処、大広間江出御、詔書御拝聴、別

紙御書附并正二位宣下難有被思召候、此段御藩中一統江為心得

可申聞旨被仰出候事

九月

根来久良人

今日之御賞典ニ付御国表江御使被仰付候事

金三百疋
丸御紋付・黒奉書・紬御羽織巻

同人

一 九月廿六日召に依て参朝せらる、此日位一級を進め正二位に叙せ

右者御使被仰付支度出来次第出立ニ付御目見被仰付、右之御品

被下置、御酒肴被下之外、金五両道中為御手当被下之

一 同日秋田豊・高田正・千本弥三郎・香西成・伊藤友四郎・高村高を座前に於て祝酒を賜ハリ、其他御側向・奥詰・大奥一同へも祝酒を賜ふ

一 同日中根雪江に永世祿四百石下賜ハる旨仰出さる、左の如し

中根雪江

大政復古之時ニ際シ、其藩ヲ助ケカヲ皇室ニ尽シ候段叡感不斜、依而賞其功勞祿四百石下賜候事

九月

太政官

中根雪江

高四百石依功勞永世下賜候事

明治二年己巳九月廿六日

右御達ありし後十一月十七日中根より御請書を指出す、今事の因みに茲に掲載す

今般御大政御復古之時ニ際シ、藩ヲ助ケカヲ皇室ニ尽シ候段奉蒙叡感、特ニ為御賞典永世四百石下シ賜候旨相窺謹畏奉り候、

誠以罔極之天恩身ニ余り重疊難有仕合奉頂戴候、仍而御請奉申

上候、以上

十一月十七日

中根雪江

一 同日常磐橋邸内屋形江張出を以て左の通り藩中江指示さる

從二位様御事、御手前様ニ而ハ正二位様ト可奉称旨被仰出候事

一 九月廿七日根来久良人・田島又三郎福井江出發す道中十日振久良人江托して御簾中様御始江御肴料を進せらる、左の如し

御簾中様 金貳百疋

正四位様 同上

御前様 同上

青松院様 同上

一 同日遊撃隊・御雇奥詰之輩に御目見被仰付並に物を賜ふ、近々帰藩するを以てなり

合口下緒沓 扇子沓対 遊撃隊長初六十六人江

右者今般帰藩ニ付御目見被仰付、夏以来精勤之段御書下ケ被成下、以思召右之品且御酒肴被下之

合口下緒沓 扇子沓対 御雇奥詰七人江

右者御雇被仰付詰罷在候ニ付、是迄勤勞太義被思召被下之

メ

一 同日田安從二位殿御同道、新築のホテルを見物せらる、第十二字田安殿御来邸、暫時御對話の上馬上ホテルに赴き、米国人フルベツキ居室にて休憩の上同人御案内館内一覽、畢て更に田安殿御同

道帰館、酒饌を進せられ、久留貫一・竹中淡叟・上野山休翁を召出され、又千本弥三郎・香西成・伊藤友四郎・仙寿・養寿をも召出され酒肴を遣はさる、此日フルベツキ及びホテル詰合の者江物を遣はさる、左の如し

半切二百枚・雲丹

フルベツキ江

金貳千疋

ホテル詰合同江

一 九月廿八日児泉周造已下六名に御供方仰付らる、此時改革のため奥給仕兩人を減し、不寝役・御時斗役を廃せられしなり

児泉周造

上田庄太郎

永山峰三

西尾房治

梅津静一郎

鷺田五平

御供方被仰付候事

手当金貳両ツ、

右六人江

右ハ御供方被仰付衣服等迷惑之筋有之候ニ付、此度限り被下之

一 九月廿九日横井五百里・山野凌に御目見被仰付、金品及び酒肴を賜ふ、此兩人ハ久しく近侍の職を奉仕せしか、今度改革に依り職務を免せられ、明日出立帰国するを以てなり、左の如し

横井五百里

山野 凌

合口下緒 巻 扇子一対 金五百疋ツ、

一同日徳川慶喜殿の謹慎解免を祝し、使を駿府に遣ハし、新三位殿・慶喜殿江肴料及び物を進せらる、此使ハ明日出発秋田城太郎の帰国するに托せられたり、進せられし金品及び大久保一翁江遣ハされし書翰左の如し

徳川新三位殿江

交肴料金貳千疋

徳川慶喜殿江

交肴料金貳千疋

仙台平袴地二

兎角不均之候ニ候処先々慶喜公・当公愈御安泰被為涉、別而今般ハ御謹慎被免重畳恐悦之至奉存候、随而足下愈御安迪、日々御奉勤為国家令并賀候、次ニ慶永戸素瓦全罷在候条、乍憚御省念希入候、足下勝・山岡等別而今般之御謹慎被免ハ、実ニ雲霧快晴之心地ニテ御同意難有事ニ候、嚙々諸君ニも御安意と令推察候、浅野氏俄ニ早追帰藩、万事御承知と存候故令略候、扱又今般御謹慎被免候ニ就而ハ、先久野其外御参拜等にて追々と被遊、俄ニ郊外御遊獵等ハ如何歟、何分静かに御所置被遊候義御相当と奉存候、何分御謹慎被免候とも真ノ楽隠居ニ被為成候て、御政事向等ハ御懸り合無之方御家之為ニも可然と心付候間、尚浅野氏等へ遂一御相談有之度候、其上内々申上候、今般ハ青天白日相成候故、御簾中様并御妾等ハ静岡へ御引取相成度と考申候、尚又仰賢考申候、御妾計に而者却而不宜と奉存候、今般秋田城太郎使者申付御頭差出候、(歟カ) 鹿末之反物_{袴地}ナリ御肴寸心迄ニ慶

喜様江差上候、宜御取計可被下候、新従三位様へも御肴差出候、

是又宜奉希候、実ニ〱難有存候、足下江も乍鹿末心計り之藩

産スルメ進呈仕候、御祝受ニおいてハ辱候愚詠二枚差出候、却

說今般慶喜様御謹慎御免之儀ハ今日内々御実母貞芳院様へ申上

候間、左御承知可給候、慶喜様当分御文通ハ先御扣之方可然と

考申候、静寛院様御統柄も候故、新三位様〆御国産物ニ而も主

上江御礼之御心にて御進献相成候而者、如何心付候故申上候、

三条・岩倉等江も別段御人を以新三位様〆御礼被仰上度候、其

余色々申陳度候へ共、兎角多用其上長文相成候故期後音候、時

下御自愛專一存候、浅野氏・戸川・織田・平岡・溝口等江も宜

被仰入可被下候、早々以上

九月廿九日

慶永

一翁先生

一九月晦日伺の通り謹慎仰出さる、是ハ御不念の廉ありて秋月大学

小監と共に進退を伺ひ置かれしなり、伺書及仰出され書左の如し

去ル廿二日天長節二付、奏任以下職員拝賀申上、為御礼請私共

大学校江可出頭之処、不能其儀全ク不取調之段奉恐入候、依之

進退相伺候也

九月

秋月大学少監

松平大学別当

弁官御中

伺之通謹慎被仰付候事

九月晦日

太政官

松平大学別当

右謹慎ハ十月五日免せられたり、因に達書を爰に掲ぐ、左の如し

松平大学別当

謹慎被免候事

十月五日

太政官

一同日水島勝之助外一名に左之通り命せらる

水島勝之助 野村敬蔵

是迄御膳所下代勤来候御用向、当分相心得候様被仰付候事

一十月朔日本多永夢に終身二人口遣ハさる旨達せらる、永夢ハ徳川

殿簾下の士にて、去る天保六未年齊善公御入家御襲封の際御附を

以当邸江出入し、爾来数十年御懇意を蒙りし人なり、左の如し

本多永夢

終身二人口被下

一十月二日内務局頭取白井久人以下七名の役席を定めらる、左の如

し

内務局頭取御屋形内役席、左之通可相心得候事

白井久人 河崎三郎助 根来久良人 小林太仲

西村元吉郎 大谷千熊 本多七平
右之通被仰出候事

一十月四日福井に於て上坂上以下に左の通り命せらる

上坂上

正二位様内務局頭取被仰付候事

同人

以当役庶務取締被仰付候事

蟹江太平

正二位様内務局頭取被仰付候事

同人

以当役御近習肝煎被仰付候事

毛利元蔵

正二位様内務局頭取被仰付候事

同人

以当役庶務取扱被仰付候事

石原万千次郎

正二位様御近習被仰付候事

井上 紘

原 益雄

同断御雇被仰付候事

中村藤太

奥詰被仰付候事

飯島源橘
太田 寿

浅見岱輔

福田 登

予備隊江被入

坂野政八

庶務取扱補助

筒井平次郎

同手伝

一十月六日英国公使パクス・亜国人フルベツキを招き饗応せらる、フルベツキを以て来邸を請求せし故なり、通訳官アレキサントル随て来り、外に岩佐玄珪・柳河春三出席す、此日御兼約にて田安従二位殿来邸、慶永公御誘引会食所^{御座}に於て共にハアクス以下の人々に面会せらる、料理^{十三品}其他饗応方ハホテル江命せられ、田代朋三・出浦力雄給仕す、会食後緩々談話、午後十一時過ハアクス以下退散せり、英国ミツポール及ひウイリスも招かれけれど病気のよし来らざりし、ハアクス等退散後御居間に於て田安殿江御吸物・御酒肴進せられ、外に久留貫一・竹中淡叟・上野山休翁・本多永夢・真月・友仙・養寿を其席に召され御吸物・御酒・御飯差出さる、田安殿の御退散ハ午後一時過に及びたり、パクス

の従騎四名江料理差出され、又同人及びフルベツキ附属警衛士・別手組十名江も酒肴を差出さる、田安殿・フルベツキより進呈物品、此御方より贈遺物品左の如し

田安殿より

掛軸一箱竹二雉子
敬絨筆 柿一籠

御同人江

薄雪菓一箱

フルヘツキより

ロンドン図 ハリス図 新聞紙

一同日交易問答一部・菓子一箱を内献せらる、万里小路宮内卿殿江遣はされし書翰左の如し

聖上益御機嫌能被遊御座奉恐悦候、昨日参朝之節醍醐侍従殿迄申入置候交易問答一部、甚鄙劣恐入候得共、下情御承知被為在候為め聊御裨益ニも可相成歟と奉存候故、尊卿迄差出候間、可然との御事ニ候ハ、内進献仕度候、且又福井藩ハ差越候菓子一箱恐入候得共差上候、内献宜御取斗希入候也

十月六日

尚々広蓋ニ載セ差出候、御台之儀宜希上候也

慶永

宮内卿殿

返書左の如し

過刻者御書令拝見候、愈御安泰珍重奉存候、然者御垂示之条々敬承候、御内献可然取計候、仍而早々御答如此候也

十月六日

博房

大学別当殿

一十月七日御干菓子一箱下賜ハる

一十月八日国産の物品二種内献せらる、左の如し、過日拝領物あり

し故なり

一墨流奉書袖五疋 一箱

一雲丹 壺入 一箱

一十月九日鴨二羽内献せらる、参朝の際慶永公携帯せられしなり

一十月十日左の通内務局江達せらる

内務局

三之丸御料理方之儀者、以来役名御膳所取締与相改候様

但勤方之儀者庶務取扱申談候様

右之通被仰出候事

一同日芦田金五郎福井より着す、御詩作御相手として呼登され、去

月廿七日福井を出発せしなり、此日書記之儀も心得候様命せらる、

左の如し

芦田金五郎

御詩作御相手、詰中書記之義も相心得候様

一十月十一日内務局頭取及び西村元吉郎江左の通り命せらる

内務局頭取

大奥御用取扱之義も相心得候様被仰付候事

西村元吉郎

東京御殿吟味役之義も相心得候様被仰付候事

一同日午十二時騎馬出門、王子滝の川辺に赴かる、高田正・香西成

・伊藤友四郎・高村高・白井久人・小林太仲随行す

一十月十三日河崎三郎助に黒御帯御古召一筋・金貳千疋下賜ハる、三

郎助病氣引籠中去る十一日格式末之番外ニ仰付られ、役儀を免し

勝手次第帰藩すへき旨仰出されしか、本日出勤せし故、御目見の

上金品を賜ハリしなり

一十月十四日門野隼雄に公用人試補を命せらる

門野隼雄

公用人試補被仰付候事

月給十五俵

一十月十七日香西成に御家扶仰出さる

香西成

御家扶被仰出候事

但御取扱向是迄之通

一同日河崎三郎助に金拾五円・肥後袖縞壹反・菓子料三百疋下賜ハる、

三郎助近々帰国する事となりし故賜ハリしなり、三郎助実ハ去る

十五日夜急病にて死去せしを、故ありて其喪を秘し帰国せしなり

一十月廿二日朝七字廿五分出門参朝せらる、練兵天覧ありて陪覽仰

出されし故なり、夕五字前帰館せらる

一十月廿三日伊藤友四郎外八名に左の通り命せらる

伊藤友四郎

御家扶被仰出候事

公務局之儀者是迄之通相心得候様被仰出候事

田辺良八

奥詰御雇被仰付候事

酒井政衛

御供頭奥詰肝煎勤被仰付候事

水谷虎作

沢木浅之助

牧野友蔵 劍持太郎

上坂廉之助 笠原久次郎

奥詰御雇被免、勝手次第帰藩被仰付候事

一十月廿四日朝九字後出門大学校に赴かれ、十二字前御帰館の上十

二字再出門参内せらる、皇后宮着御せられし故参賀せられしなり

一十月廿五日津島準四郎に左の通り仰付らる

御広敷書役勘定役兼
津島準四郎

詰中御裏書役其儘御膳所勘定方兼申付候事

一十月廿七日頼小博士小原是水・浅野梅堂を招き小宴を開かる、松

平方・秋田豊・小笠原幹をも其席へ召され、席上書画の揮毫あり、

夜十字過退散す

一十月廿九日山内容堂殿・豊岡大学大監を請待して酒肴を饗応せら

る、其席江大沼枕山外に画工目方芥庵・晴湖を召し、席上にて書

画を揮毫せしめらる、夜十字過退散せらる十一月六日に至り大沼・目方江金五百疋宛、晴湖江金

七百疋宛遣はさる

一十一月六日綾小路正二位殿・豊岡大学大監殿・秋月大学少監殿・

綾小路従四位殿を請待して小宴を開かる、外に楽人東儀従五位・多正六位を招き奏樂せしめ、大沼枕山・坂田鷗客を召し席上書画の揮毫あり、松平方・中根雪江・伊藤友四郎・香西成を陪席せしめ、酒肴を賜はり、夜八字過退散

一十一月廿日弁官伝達所江召喚、左の通り達せらる

在東京
華族

来ル二十四日新嘗祭二付、巳刻ヨリ申刻迄ニ参賀可有之事

但衣冠之事、尤軽重服之輩ハ可憚事

十一月

太政官

一十一月廿二日在京藩士の人員を弁官江届出らる、左の如し

今度被仰出候御当地詰合人員別紙之通ニ御座候、此段御届申

上候、以上

十一月廿二日

福井藩公用人
永田儀平

弁官御役所

別紙

邸内之分

士族四拾九人

卒族七拾壹人

兵隊二小隊

此人員士族役員七人
卒族九拾二人

小者貳百八拾壹人

女四拾人

邸内之分

開成所入塾

杉田説三郎

引間泰介

辻岡直江

吉田貞準

南部球吾

安田元琨

藤沢彦次郎

稲 戒蔵

栗塚省吾

ノ九人

福島弥太六

高八拾石、依蝦夷地海賊征討戦功、三ヶ年間下賜候事

己巳九月

一同日慶永公の月給金を大蔵省より交附せらる、左の如し

証

一金千八百両貳分三朱

大学別当 松平正二位

当巳十一月・十二月分官禄受取申処如件

松平正二位家来

堀庸之介

十一月廿四日

大蔵省出納司御中

一同日宮内省に於て言上方心得を弁官伝達所を達せらる、左の如し

一諸御礼是迄兎を以言上之処、自今宮内省当番言上之事

一従政府言上之儀者自今侍従を以言上之事

十一月

太政官

十一月廿六日天谷五郎七外二名に左の通り命せらる

天谷五郎七 林醇三郎 小野由太郎

出納方被仰付候事

十一月廿八日太政官江出頭の官員提刀の件を達せらるゝ、如左

諸官省及府藩県之官員当官江出頭之節、判任官たり共自今扣所

迄提刀之事

十一月

太政官

一同日諸藩公用人触頭月番より、去る十九日刀持上り願書に附箋を

以て御沙汰に及はれかたき旨達せらる、此時正・権参事申より兼

勤の向者提刀苦からさる旨其筋にて申聞らる、願書及び附箋左の

如し

御一新以来上下鄭重之風ヲ除キ、諸藩公用人共奴隸減少候ニ付而ハ、參朝并ニ諸省江罷出候節、提刀御免之儀先達而奉願候処、難被及御沙汰旨拝承仕候、然ル処至急御用召等ニ而乗切、從僕相後れ差支候節ハ、何分刀持上り候様仕度此段御許容被成下度、

十一月十九日

觸頭月番
公用人共

弁官御役所

附箋

御規則茂有之二付不被及御沙汰候事

一同日水島勝之助外一名に左の通り命せらる

水島勝之助

御膳所取締被免歸藩被仰付候事

久能佐太郎

日々出勤御二度御膳後退出、御献立伺等は迄之通被仰付候事

十一月廿九日朝十字五分後出門參校、夫より參朝十二字過退朝の

際和田倉御門内失火あり、途中より更に参内、天機を窺ハれ夕四

字後歸館せらる

一十二月四日中根雪江に羽織地其他物を賜ふ、明五日出發歸国の途に就くを以てなり、賜物左の如し

一羽織地一反 一盃一

一八丈縞三反 一縞フラネル筒袖一

一十二月十四日高村高外に上坂上以下五名着京す、高ハ茂昭公より慶永公江申上くるへき内旨を奉して去る五日福井を發し、上坂以下ハ去る朔日出發せしなり、上坂以下の人名左の如し

上坂 上 蟹江太平

毛利元蔵 石原万千次郎

井上 糺

一十二月十五日西村元吉郎・東郷竜雄・出浦力雄福井江發す

一同日中村藤太・飯島源橘・太田寿・真杉他之助・武田直二・長崎千里着京す、去る四日福井を發せしなり

一十二月十八日御玄關脇御供物置火を失す、邸内在勤の諸士駆付直に消止む、消防者江酒肴を賜ふ

一十二月十九日中野啓助・松原教・服部勉之助・跡部敏・高田敏雄・西脇省三・川地平馬・皆崎勉福井江出發す

一十二月廿日白井久人・小林太仲福井江出發す

一十二月廿一日村井石介・田辺栄・三岡斧太郎・松田直人福井江出發す

一十二月廿五日朝十字出門、神祇官賢所參拜せらる

一同日新造の御座間に移轉せらる、西洋形に倣^(倣)らひ新營せられしなり

一同日福井に於て改革ありし、藩治の制を邸内に張出し在京諸士に指示さる改革の藩制ハ茂昭公譜に掲載するを以て省く、此時御家令始御家従等に給ハるへき月給・年給の支出方を左の通り定めらる

會計寮

御家扶

御家令始御家従方月給・年給之義、当年中ハ從來之通御^(符)御渡ニ相成、追而御改正之上來午正月より御家祿ニ而御取扱相成筈ニ候事

一十二月廿七日公務局小使に御家政局小使兼勤を申付らる

公務局小使

御家政局小遣兼務申付候事

一十二月廿八日左の通り仰出さる

是迄表使以下正二位様・御簾中様御相合御附相勤來候へ共、今般御相合之儀ハ被相止、以來御簾中様御附ニ被仰付候事
右之通被仰出候事

一同日

正二位様御附女中之儀ハ以來中奥ト称シ、御簾中様御附女中之儀ハ大奥と称シ候様被仰出候事

但中奥女中之儀者御家従頭致管轄、大奥女中之義ハ御裏取締可為從前之通事

山岡次平

公務局書記其儘当分御家政局書記兼被仰付候事

子供 佐知

御中藁被仰付、御充行並之通被下候事

御錠口とゑ

今般御改革ニ付御暇被下候事

但出立之儀者追而御沙汰可有之候事

二見弟吉

詰中御家従附属下級申付候事

伊藤友四郎

家族引越被仰付候ニ付月給廿三口被下置候事

香西 成

家族引越候迄別段月々七両ツ、為失却被下候事

堀庸之助

家内引越被仰付以後月俸五口被下候事

ノ